

議案に対する討論



平成29年度予算に 対する討論

飯塚譲賛（日本共産党）

反対 平成29年度予算に對し、反対の立場から討論を行う。

一般会計では、歳入の面では法人市民税が法人税率の引き下げによって税収の減少を見込んでいる点である。

歳出の面では、自衛官募集事務を行っている点、敬老祝金の支給が現行より減額になる点、企業立地促進事業補助金などの予算計上をしている点、新規就農者、特に青年就農給付金について国からの給付金はあっても、市からの給付金が依然として計上されていない点、生活道路の整備に遅れが依然として存在している点、奨学資金貸付金制度を給付型制度に切りかえない点、学校給食費への減額補助が図られていない点、準要保護世帯の子供たちに支給している入學準備金の支給時期の改善の見込みがない点、国民健康保険特別会

計と介護保険特別会計で国民健康保険税と介護保険料の限度額がそれぞれ引き上げるものとなつている点、後期高齢者医療特別会計でお年寄りを差別するような医療行政を進めている点、インター�ウェンジ周辺開発事業特別会計でまだ分譲率が80%台にとどまっている点、公共下水道事業や農業集落排水事業で消費税が上乗せされている点に反対するものである。

平成29年度予算修正案に 対する討論

中村議員（無会派）

今回の修正動議は、市が計画している「まちのお休み処」の運営を観光協会に委ねる際の補助金987万1000円について削除することを目的としており、その理由は、施設運営は民間事業者を募集する形にすべきであるというものである。



修正の動議が提出されました

3月14日の本会議において、議案第31号 平成29年度真岡市一般会計予算に対する修正の動議が、

「但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない」とされております。

星野守議員外11名から提出され、会議のうち採決の結果、修正案の

とおり可決しました。

議員の三分の二以上の同意により、修正の議決どおり確定します。

修正の動議とは？

地方自治法97条2項の規定では、「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない」と定められています。（※1）

予算の減額について法に直接の規定はありませんが、住民の負担軽減に通ずる予算の減額の修正ができるのは当然とされています。

修正案の提案理由の要旨

平成29年度真岡市一般会計予算原案の歳入歳出総額323億円について987万1000円減額し、322億9012万9000円とするものであり、商工費のうち「真岡市まちのお休み処もめん茶屋」に関する経費を削減するものである。

今回、提出された修正の動議としては、予算の減額の修正についてのものであり、「動議」とは、議案以外の議員の提案であって、修正動議のほか、秘密会の発議、懲罰動議等があります。

その理由は、お休み処についてまずは、市側のお休み処に対する基本的な考え方、コンセプトを示した上で、指定管理者を含めた一般公募の方法をとるべきであるべき姿について、様々な角度からご参考願いたい。

アドバイザーを配置する必要があるのか。それらを積み上げた結果としての補助金であるならば、金額の妥当性には疑問を挿まざるを得ない。もう一度運営方法やコストのあるべき姿について、様々な角度からご参考願いたい。

なお、議会が予算を減額修正した場合、長に異議があるときは再議（※2）に付すことができるところが、議案第31号に付すことができると記載されています（地方自治法176条1項）。が、今回の減額修正に対する再議はありませんでした。

「但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない」とされております。

星野守議員外11名から提出され、会議のうち採決の結果、修正案のとおり可決しました。